

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ古川バイパス店

大崎市古川字竹ノ内279番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヤマザワ 代表取締役 板垣 宮雄

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

3 市町村の意見の概要

(1) 騒音については、良好な生活環境を保全するよう努めるとともに騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の規制地域となっていることから、特定施設を設置する場合は、市長に対し届出を行うこと。

(2) 廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理するとともに、公害を発生させないように、また、良好な生活環境を保全するよう努めること。

4 地域住民等の意見の概要

古川商工会議所の意見

(1) 通常閉店時刻は午後10時ということであるが、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので、閉店後の駐車場の閉鎖と警備員による深夜・早朝の巡回を徹底すべきである。

(2) 災害発生等の有事の場合には駐車場を避難所として開放する等、地域貢献に配慮した活動をしていただきたい。

(3) 地域の商慣習に倣った行動にも配慮し、紛争が起きないように努めていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成24年4月6日から平成24年5月7日まで（ただし，閉庁日を除く。）